

# 全国一般神奈川

発行者  
 全国一般労働組合全国協議会神奈川  
 横浜市中区翁町1-5-14  
 新見翁ビル4F  
 TEL. FAX.  
 045-319-4391

## ビステオン解雇撤回闘争へのご支援を!

### 6月24日第三回弁論、被告の解雇理由の主張立証やり直しへ

6月24日の横浜地裁第三回弁論に先立ち、14日までに被告ビステオンジャパン社が書面・証拠を提出することになっていました。ところが被告準備書面(2)提出は、大幅遅延の21日付でした。しかも第三回弁論の場で被告が「解雇理由の立証、主張をやり直す」との驚くべき主張をしました。故に次回弁論期日9月2日(月)10時

も、被告主張の継続となりました。解雇後半年を経てもなお被告側解雇理由が定まってい

ないのです。従って、裁判は足踏み状態となっています。一方社内では雇用問題などの動揺も起きている模様です。

かかる状況において、組合は地位確認訴訟と並行して、本社前をはじめとした情宣行動を積み重ねています。社内外を貫いた闘いをもって、解雇撤回・職場復帰の職場条件を醸成していく方針です。ビステオン解雇撤回闘争に引き続き注目とご支援を!

(藤井)



3月7日 ビステオン本社前にて情宣行動

### 最賃アップに向けた闘いを共に進めよう!

神奈川は、昨年10月に最低賃金が1112円に引き上げられましたが、それ以降も物価の上昇は収まっていません。今後も夏から冬にかけて電気代、郵便料金の値上げが予定されており、実際実質賃金は25ヶ月マイナスとなっています。

労働者の賃上げ率(連合調べ)は、大企業で5・19%、中小で4・45%アップと歴然と格差は存在している。しかも労働組合に加入していない中小労働者は、今年の10月に予定されている最低賃金のアップまで賃上げの予定がないところが多い。そうした労働者は、この間の物価上昇分は全く補償されないということになる。

最低賃金に必要なことは、第一に全国一律の最低賃金を確立することである。都市への一極集中による高度経済成長の時代は終わったのである。第二はそのことのできる地方の過疎化の問題を克服していくことである。そのことによって、若者の所得の安定、企業の地方進出を促進させることである。第三は、外国人労働者の差別的排外的処遇を改善させることである。そのことなくして労働力不足の問題も解決しない。最低賃金問題の解決こそ人々が助け合って生きていく社会の建設を進めるための大切な取組みと考えます。(米山)

### スケジュール

- 7月10日 20時 事務所 LINE 神奈川合同支部会議
- 7月11日 15時30分 本社前 ビステオン情宣行動
- 7月11日 19時 事務所 県共闘幹事会
- 7月13日 17時 空ブ 中央本部執行委員会
- 7月14日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 7月15日 19時 事務所 第0回担当者会議
- 7月18日 12時 新百合丘 らぼおるの樹会議
- 7月19日 11時30分 桜木町 EF1500実行委員会
- 7月19日 18時30分 砂子局 郵便京町局団体交渉
- 7月20日 15時 厚本アミー アイボン会議
- 7月21日 14時 寿公園 寿労働相談
- 7月22日 13時30分 県労委 テクノウェブ県労委調査
- 7月24日 17時30分 横浜駅西口 JAL横浜西口情宣行動
- 7月25日 19時 事務所 県共闘事務局会議
- 7月28日 14時 事務所 第0回支部代表者会議
- 7月29日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議
- 8月6日 19時 事務所 第1回執行委員会

県共闘学習会  
労働者の生活を破壊する労働法制改悪を許さない



7月4日、神奈川県総合法律事務所所属の嶋崎量弁護士を講師に招いた学習会が県共闘メンバー24名の参加のもと、神奈川県技能文化会館に於いて開催された。嶋崎弁護士は同日、「あんしん財団」による労災認定取り消しをめぐり最高裁での勝利判決を勝ち取ったその足で、勝利総括集会を欠席し駆けつけていた状況となった。

自公政権が推し進めようとしている労働法制の改悪について、限られた時間の中で「解雇の金銭解決」、「ライドシ

率の低下に歯止めがかからない中、労使協定を事業主と結ぶ職場代表の選出や役割について、集団的労使交渉の形骸化が「労使コミュニケーション」という一見耳障りの良い言葉で進められようとしていることへの警戒が提起された。嶋崎弁護士が具体的な各法制度の問題点として共通に指摘していたのは、財界の口実が「労働者のための法改正」という表現で、労基法、憲法で守られている労働者、労働組合の権利を弱体化したいという本来の狙いを隠していること、そして法改正さえしてしまえば労働者の生活を破壊させるような制度の中身を事後的に改悪できるとい

(八木)

私たちの 2024 春闘

合同支部郵政部会 あきらめずに窓口交渉  
現役組合員の参加でできる団交時間を獲得!

日本の四季はどうしたのでしよう。梅雨は？暑い暑い夏が来ています。

そんな中、7月5日合同支部郵政部会は、南関東支社と第2回団交を開催しました。今年2月27日2024春闘を提出。3月25日に支社から回答があり、いざ団交という段になり、支社は、団交開催時間について、16時から17時という時間帯を指定してきました。この時間では、

業務が17時に終わったとしても移動時間を考えれば、とても現役組合員が団交に参加できないことや現場の意見を伝えることが難しくなるとして、団交時間の変更を求めました。当初支社は、会場の都合などで難しいとして時間帯変更には応じようとしなかった態度でしたが、粘り強く窓口交渉を行い、再度文書で変更を求めたところ、支社から文書で場所と時間帯の変更を承諾してきたこ

とから、遅くはなったものでも現役組合員が参加しての2024春闘団交ができるようになりました。団交では現場の仕事状況を含めた話し合いとなり生き活きたとした交渉となっていました。さらに要求獲得できれば役組合員の参加できる団交時間の獲得を成果としたい。

報告 合同支部佐藤

9・22 第27回定期大会へ

労働法制の改悪を許さず、全ての労働者が「安心して働き、生活できる社会」の実現をめざして、定期大会を成功させよう!

第27回定期大会  
9月22日(日)

13:00開場  
13:30開始  
15:30終了

\* 終了後、別会場で懇親会開催予定

神奈川労働プラザ 5・6・7会議室

〒231-0026

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4

